

東部周遊拠点施設

指定管理候補者 募集要項

令和2年 1月

国 頭 村

目 次

1. 指定管理候補者の募集について	1
2. 業務に関する概要.....	1
3. 指定管理候補者が行う業務及び開業準備について.....	1
4. 指定管理候補者の指定及び期間	2
5. 経費に関する事項.....	2
6. 応募資格	3
7. 応募の手続き.....	4
8. 指定管理候補者の選考方法	7
9. 応募に際しての留意事項.....	9
10. 別添資料一覧.....	10
11. 問い合わせ先.....	10

東部周遊拠点施設 指定管理候補者 募集要項

1. 指定管理候補者の募集について

国頭村では、「東部周遊拠点施設」（仮称）道の駅「安波」（以下「本施設」という。）の令和3年度開業を目指し事業を進めています。

本施設は、道路利用者の利便施設だけではなく、沖縄本島北部に位置する国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村東部地域の観光拠点、やんばる国立公園のフィールド活動拠点として位置付けています。

本施設の管理運営に関しては民間のノウハウを活用することで、収益性と公益性（やんばる3村東部地域の活性化）のバランスのとれた管理運営を基本条件に、質の高いサービスの提供を図りたいと考えています。

本募集により選定された指定管理候補者は、村が進める施設整備の内容やデザイン等の検討に参画するとともに、村も指定管理候補者からの提案等を取り入れながら施設整備を進め、開業準備及びその後の管理運営に向けて村と指定管理候補者が一体となり取り組んで行きたいと考えています。

※本募集は、「国頭村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第13号）」及び本要項に基づいて実施することとし、本要項に記載のない事項については、村と協議の上、定めることとします。

2. 業務に関する概要

別添 東部周遊拠点施設指定管理候補者 業務仕様書による

3. 指定管理候補者が行う業務及び開業準備について

指定管理候補者は、開業準備及びその後の運営に向けて村が進める施設整備の内容やデザイン等の検討に参画し、提案を行うなど村と一体となって取組むこと。また東部周遊拠点施設として、周辺施設や地域住民、地域団体等との連携・協力を図りながら、下記事項について検討を行うこと。なお、開業準備に要する人件費や事務費等は指定管理候補者の負担とします。

(1) 協議への参加

村が進める施設整備等に係る協議に参加し、「10. 別添資料」をベースとして、施設整備に関する提案・調整を行うものとします。

（※本施設の効率的な管理運営及び機能向上を目的として、現設計内容の見直しを提案する場合は、「事業計画書（様式第9号）」にその内容を記載して下さい。）

(2) 広報・告知に関する検討

(3) 管理運営及び収支計画に関する検討

(4) 周辺施設及び地域団体等との連携に関する検討

(5) その他、指定管理業務の実施に向けて必要となる検討

4. 指定管理候補者の指定及び期間

(1) 指定管理候補者の指定

- ・指定管理候補者として指定された団体は、村と協議の上、覚書を締結し、施設整備の内容やデザイン等の検討に参画するとともに、関係機関と連携を図りながら開業準備を行います。
- ・その後、村は指定管理候補者と指定管理業務を円滑に実施するための基本的事項を定める協定に関する協議を行い、議会の議決を経て指定管理者に指定します。
- ・議会での議決（指定管理者の指定）が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び開業準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(2) 指定管理候補者の期間

- ・指定管理候補者決定日（令和2年3月予定）から令和3年3月末予定

(3) 指定管理期間

- ・供用開始（令和3年4月予定）から4年を最初の指定管理期間として予定しています。
- ・上記の指定期間における業務実績が一定の水準を満たしていると村が認めた場合には、議会の議決を経て、指定期間の更新を行うことを可能とします。

※開業は、令和3年5月を予定していますが、工事進捗等により変更となる場合があります。

その場合、変更となる時期について事前に協議しますが、村はそれに伴う補償は一切いたしません。

5. 経費に関する事項

(1) 指定管理料

- ・施設の管理運営に関する経費（人件費、施設維持管理費（本体施設、付帯施設、給水設備・配管、機械設備等）、事務費、光熱水費等）は、指定管理者の負担として、施設の収入等をもって充てることとします。
- ・ただし、公益的施設に係る指定管理料は、指定管理候補者が申請の際に提案した「収支計画書（様式第10号）」をもとに、村と指定管理候補者の間で協議する予定です。

指定管理料の内訳として、以下の項目を想定しています。

○公益的施設（トイレ、駐車場、観光案内所）の維持管理に係る光熱水費、人件費等

(2) 予想される主な収入

○収益的施設（飲食物販売、特産品販売、イベント等の売上、自動販売機手数料、自主事業の売上）

6. 応募資格

(1) 応募資格

・設置目的に沿って、安全かつ円滑な管理運営が可能な法人等であり、村内に本社・支所・営業所等の事業所を有する又は有する予定のある法人、あるいはその他の団体が応募できます。個人は応募することができません。また、複数の団体が共同事業体（以下「共同事業体」という。）を構成して応募する場合には、あらかじめ共同事業体の協定書（様式第7号）により定められた代表者が申請手続きを行うものとします。なお、次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第2項（昭和22年政令第16号）の規定により一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ②地方自治法施行令第244条の2第11項（昭和22年政令第16号）の規定により過去に村または他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しないもの
- ③国頭村より指名停止措置を受けているもの
- ④最近1年間、国・県・村に納めるべき税金等を滞納しているもの
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの
- ⑥国頭村指定管理者選定会議及び公募による指定管理者選定部会の会員が、当該団体の役員等をしているもの
- ⑦地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）第142条（長の兼業禁止）第166条（副村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- ⑧国頭村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当すると認められるもの
- ⑨上記のほか、不誠実な行為（社会通念上も含む）を行ったことが認められるもの

(2) 共同事業体での応募について

・共同事業体での応募は代表団体を定めて下さい。この場合、代表団体は、村内に本社・支所・営業所など事業所を有する法人・その他の団体で、共同事業体における責任割合が最大であることが必要です。

- ①共同事業体に6（1）①～⑨に該当する法人等が含まれる場合は応募することができません。
- ②共同事業体を構成する法人等（以下「構成団体」という。）は単独で応募することはできません。
- ③複数の共同事業体において、同時に構成団体になることはできません。
- ④代表団体及び構成団体の変更は、原則として認められません。
- ⑤村及び利用者等に対する責任については、共同事業体の全ての構成団体が負います。

※応募時に法人登記が完了していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

7. 応募の手続き

(1) 募集及びスケジュール

内 容	日 程
指定管理候補者募集期間（要項等の配布）	令和2年1月17日（金）から 令和2年2月17日（月）まで
募集内容に関する質問の受付	令和2年1月17日（金）から 令和2年2月 4日（火）まで
質問に関する回答	令和2年2月 7日（金）
申請書・応募書類の提出	令和2年1月17日（金）から 令和2年2月17日（月）まで
一次選考（提出書類による審査）	令和2年2月18日（火）
二次選考の日時の通知	令和2年2月19日（水）
二次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年2月28日（金）
指定管理候補者の選定及び通知	令和2年3月 9日（月）
指定管理候補者との協議	令和2年3月上旬～下旬
指定管理候補者との覚書締結	令和2年3月下旬 [予定]

(2) 募集期間 令和2年1月17日（金）から令和2年2月17日（月）まで

(3) 申請書・応募書類の受付期間 令和2年1月17日（金）から令和2年2月17日（月）
受付時間 午前10時から午後4時まで

(4) 受付場所 国頭村役場 振興策推進室

(5) 質問及び回答

①受付期間 募集期間開始日～令和2年2月4日（火）まで

②受付方法 質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。

※メール送信後は、受信確認のため連絡を行うこと。

③質問先 国頭村役場 振興策推進室 E-mail : tchmiyagi@vill.kunigami.okinawa.jp

④回答方法 令和2年2月7日（金）中に、村ホームページへの公表をもって回答とします。
（質問者名は公表しません。）

⑤その他 口頭（電話等含）のみの質問及び受付期間外の質問については、受付けしません。
質問内容については、本募集要項（別添資料含む）及び業務仕様書に係るものとし、それ以外の内容と判断した質問には回答いたしません。

(6) 応募書類

①指定管理候補者指定申請書（様式第1号）

②質問書（様式第2号）

③法人等の概要書（様式第3号）

- ④共同事業体構成員届出書（様式第 4 号）
- ⑤共同事業体構成員表（様式第 5 号）
- ⑥共同事業体構成員概要書（様式第 6 号）
- ⑦共同事業体協定書（様式第 7 号）
- ⑧応募資格がある旨の誓約書（様式第 8 号）
- ⑨事業計画書（様式第 9 号）
- ⑩収支計画書（様式第 10 号）
- ⑪附属資料
 - ア. 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
 - イ. 法人にあっては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の抄本
 - ウ. 印鑑証明書※共同事業体を組成し、その構成員が法人でない場合
 - エ. 直近1年間において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等
 - オ. 申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における財産目録、貸借対照表、損益計算書、確定申告書（收受日付印が押印されたページのみ）その他団体の財務状況を明らかにする書面
 - カ. 申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面
- ⑫その他
 - ア. 応募書類の提出期限は厳守すること。提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、村から指示した場合はこの限りではありません。
 - イ. 応募書類は返却しません。
 - ウ. 応募にかかる経費は応募者の負担とします。
 - エ. 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑬提出部数 正本1部、副本15部

応募書類一覧

様式番号等	書類名	提出部数	備考
様式第1号	指定管理候補者指定申請書	正本1部、副本15部（コピー可）	
様式第2号	質問書		
様式第3号	法人等の概要書		
様式第4号	共同事業体構成員届出書		共同事業体の場合
様式第5号	共同事業体構成員表		
様式第6号	共同事業体構成員概要書		
様式第7号	共同事業体協定書		
様式第8号	応募資格がある旨の誓約書		共同事業体の場合、構成員全てが提出
様式第9号	事業計画書		
様式第10号	収支計画書		任意様式も可
附属資料	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面	共同事業体の場合、構成員全てが提出	
	法人にあつては登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の抄本		
	印鑑証明書	共同事業体を組成し、その構成員が法人でない場合	
	直近1年間において、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等	共同事業体の場合、構成員全てが提出	
	申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における財産目録、貸借対照表、損益計算書、確定申告書（収受日付印が押印されたページのみ）、その他団体の財務状況を明らかにする書面		
申請日の属する事業年度の前年度まで過去3年間における事業報告書、その他団体の業務内容を明らかにする書面			

8. 指定管理候補者の選考方法

(1) 選考方法

- ・指定管理候補者の選考は、「国頭村指定管理者選定会議設置規程」及び「公募による指定管理者選定部会設置要綱」、本要項、業務仕様書内容に基づき実施します。
- ・選考方法は、一次選考（書類選考）と二次選考（公募による指定管理者選定部会（以下「選定部会」という。）による提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）により行います。
- ・二次選考の日時、場所、詳細については、一次選考を行った後、別途通知します。

①一次選考

- ・応募書類に不備がないか、応募資格・応募条件を満たしているか、欠格事由に該当がないか等の書類審査を行います。

②二次選考

- ・選定部会を設置し、提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「選定基準」に基づき採点を行います。
- ・パワーポイントの使用は可能ですが、提出資料に記載のない事項のプレゼンテーションを行うこと、提出資料に掲載のない写真等を用いてプレゼンテーションを行うことは禁止します。（当日の追加資料等持込不可）
- ・パワーポイント等のデータを活用したプレゼンテーションを行う場合は、事前に作成し提出することとします。
- ・会員の採点は非公開とします。
- ・二次選考の内容をもとに、国頭村指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）にて指定管理候補者を選定します。

(2) 選定基準

- ・選定にあたっては、下記の評価項目、評価の観点及び配点を定め、施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成できる団体を選定する上で最適と考えられる選定基準を設定します。

	評価項目	評価の観点	配点	計
1	管理運営の基本方針等	東部周遊拠点施設を管理するのにふさわしい経営理念・方針を確立しているか。	10	10
2	平等利用の確保	利用者の平等な利用を確保するための方策となっているか。	5	5
3	企画力・実行力	利用促進を図るための取組み内容となっているか。	10	15
		利用者へのサービスの向上のための取組み内容となっているか。	5	
4	収支計画	管理運営に係る経費及び収入積算の妥当性であるか。	10	20
		経費を縮減するための取組み内容となっているか。	10	
5	指定管理者としての能力	東部周遊拠点施設を適正に管理運営するための体制となっているか。	10	20
		施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。また、同種・類似施設の管理実績があるか。	10	
6	独自性及び周辺施設、地域団体等との連携	やんばる国立公園のフィールドを活用した特色ある企画や自主事業等の提案がなされているか。	10	30
		東部周遊拠点施設として周辺施設及び地域団体等との連携が十分に考えられているか。	10	
		現設計の見直しに関する提案は、効率的な管理運営及び機能向上を目的としたものとなっているか。	10	
合 計				100

(3) 指定管理候補者の決定及び通知

- ・村は、選定会議による選定結果を尊重し指定管理候補者を決定し、全応募団体に結果を文書で通知します。
- ・選定結果として、応募者名、審査結果の概要等を公開する場合があります。

(4) 審査対象からの除外

- ・次のいずれかに該当すると認められた場合は、失格となります。
 - ①提出された書類に虚偽又は不正があった場合
 - ②審査に対し不当な要求を申し入れた場合
 - ③選定部会会員に個別に接触した場合
 - ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ⑤書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
 - ⑥他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
 - ⑦その他の不正行為があった場合

(5) 再度の選定

- ・指定管理候補者が選定される前に、その団体等を指定管理候補者とすることが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に指定管理候補者を選定できることとします。

9. 応募に際しての留意事項

- ・本募集は、今後制定予定の設置条例における指定管理者制度の適用を前提とした停止条件付の募集であり、指定管理者制度が適用されない場合、効力は発生しないものとします。
- ・本要項及び業務仕様書の「施設の概要」「指定管理者の指定」「指定管理期間」「業務の範囲と内容」「管理運営に要する費用」についても、設置条例で定める内容であるため、議会の議決の状況により、変更する場合があります。
- ・いずれの場合も、指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び開業準備のために負担した費用については、一切補償しません。また、指定管理候補者が村の指示に従わないとき、その他指定管理候補者を継続することが適当でない認められるときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、村に生じた損害は、指定管理候補者が賠償するものとします。
- ・また、指定管理候補者が正当な理由なく、業務を中断または中止し、村に損害が生じた場合は、村は、損害金の支払を指定管理候補者に請求することができるものとします。

(1) 接触の禁止

- ・応募者は、選定会議及び選定部会会員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とします。

(2) 業務遂行の準備

- ・指定管理候補者に選定された後は、自己の責任及び負担において、指定期間の初日から円滑に指定管理業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えておくこととします。
- ・また、指定管理候補者は、協定発効までの間、指定管理業務にかかる必要書類の作成等を行うものとします。

(3) 応募の辞退

- ・応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

(4) 指定の取り消し

- ・下記のいずれかに該当する場合は、国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第12条の規定に基づきその指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

- ①指定管理候補者が、本業務に関する協定に違反したとき
- ②指定管理候補者が、管理業務を継続することが適当でないと村が認めたとき
- ③指定管理候補者が、村の指示に従わないとき
- ④指定管理候補者が、本業務に関する協定を履行することができないと村が認めたとき
- ⑤条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- ⑥指定管理候補者またはその役員等が、国頭村暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団または、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等であることが明らかになったとき

(5) 指定管理候補者選考に関する情報の公開

- ・村は、指定管理候補者選考に関する情報について、村民等から要求があった場合には、下記のとおり公開または、非公開とすることができます。

①公開できる事項

- ア. 応募者名、所在
- イ. 指定管理候補者の事業計画概要
- ウ. 指定管理候補者に選定された理由

②公開できないもの

- ・応募者の個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるものなどについては、公開しません。

10. 別添資料一覧

- ・資料1：東部周遊拠点施設整備事業企画書
- ・資料2：図面（位置図・平面図・立面図等）
- ・資料3：東部周遊拠点施設 施設機能一覧
- ・資料4：安波地域づくりと東部周遊拠点相互連携プロジェクト 報告書（概要版）
- ・資料5：国頭村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ・資料6：交通量調査（国頭村安波地区）

11. 問い合わせ先

- ・担当部署：国頭村役場 振興策推進室
- ・所在地：〒905-1495
沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地
- ・電話：0980-41-2621
- ・FAX：0980-41-2618
- ・メール：tchmiyagi@vill.kunigami.okinawa.jp